

地方農政局農村振興部長 殿
沖縄総合事務局農林水産部長 殿
北海道農政部長 殿

農村振興局整備部防災課長

揚水（排水）施設及び集落排水施設における災害復旧事業の取扱いについて

揚水（排水）施設や集落排水施設は、洪水による浸水被害により電気機械設備等が被災し、施設の効用が失われる場合がある。

このため、洪水による施設の被害だけでなく、広範囲の浸水被害など地域一帯が大規模な被害を受けた場合において、農地農業用施設災害復旧事業査定要領第 15(2)及び災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱の「原形に復旧することが著しく不適當な場合」として以下のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内関係機関にこの旨通知願いたい。

記

1 対象施設

揚水（排水）施設及び集落排水施設

2 採択条件

- (1) 他の事業による計画^{※1※2}がなく、被災原因となった災害を与えた洪水等から守られないこと。
- (2) 他の事業による対策が実施された場合においても、被災原因となった洪水等から守られないこと。
- (3) 他の事業により想定浸水水位に変更があった場合は、災害復旧事業で実施する対策の浸水水位と整合を図ること。

※1：他の事業の実施において、既存の改良計画がある場合はその計画による改良を優先させること。

※2：他の事業による計画には、被災を機に新たに策定された又は策定予定の計画を含む。

3 復旧の対象

被災した対象施設の復旧において、上記 2 の採択条件に該当する場合は、必要に応じて防水処理（止水壁の新設又はかさ上げ、防水扉の新設、開口部の閉塞等、電気機械設備のかさ上げ）を復旧の対象とする。なお、復旧工法については経済性を考慮し工法を決定するものとする。